

本邦に於ける幼稚園教育史 (三)

堀 七 藏

七

明治十七年二月幼稚園規則が更定せられました。それによると學年及び休業日は凡て附屬小學校と同様でありますし在園年限は以前と變化がなかつたのであります。保育課程及び保育用の圖書器具等が嚴密にと申せば今日よりの言葉であります。が當時の情況からいへば整然と規定せられたものであります。かゝるものを特に茲に掲載する所以は今日の幼稚園保育が明治十七八年代と如何程變遷せるかを窺ふに足ると思ひますからであります。その積で特に御熟讀になると興味の津々たるものがあると存じます。

○保育課程表 (表中の數字は毎週令育の度数を示す)

課	組	六ノ組	五ノ組	四ノ組	三ノ組	二ノ組	一ノ組
會集		六	六	六	六	六	六
修身ノ話		三	三	三	四	四	四

讀 ミ 方	數 へ 方	畫 キ 方	紙 剪 リ	縫 取 リ	紙 刺 シ	紙 摺 ミ	紙 織 リ	珠 繫 ギ	豆 細 工	鑽 排 ベ	箸 排 ベ	板 排 ベ	木 ノ 積 立	庶 物 ノ 話
	一					二	二	二		一	一	二	五	三
	一					二	二	二		一	一	二	五	三
	一	一				二	二	一	一	一	一	二	四	三
二	二	二			一	二	二	一	一		一	二	四	二
三	二	二	一	二	一	一	一		一		一	二	二	二
五	二	三	一	二	一	一	一		一		一			二

書キ方	一	二	三
唱歌	六	六	六
遊戯	六	六	六
通計	四〇	四〇	四五

○保育用圖書器具表

圖書、器具名	卷冊記號 個數	出版年 製造年	月	著譯者 創製者氏名	出版者 製造者氏名
幼稚園修身ノ話	六冊	明治十二年五月十三日		芳川修平著	東京女子師範學校
日本庶物示教	三冊			關信二譯	同上
幼稚園動物圖	五十枚			桑田親五譯	文部省
幼稚園動物圖解	一冊	明治九年一月同十年七月		フレベル創製	佐藤正三
幼稚園	上中二冊			同上	同上
第三恩物	一箱			同上	同上
第四恩物	一箱			同上	同上
第五恩物	一箱			同上	同上

木

話ノ物庶話ノ身修

積立	板排	箸排	鑲排	豆細工	紙織
第六恩物 幼稚園玩具器手本 第五恩物圖 第六恩物圖 第七恩物 同上圖	同上圖	幼稚園 第八恩物 幼稚園恩物圖形	幼稚園恩物圖形 第九恩物	幼稚園 幼稚園恩物圖形	幼稚園 幼稚園恩物圖形
第一二冊 一帙	一箱	中ノ卷一冊 一帙	第八一帙 一箱	中ノ卷一冊 第十九一帙	第十四一帙
明治十六年四月廿六日		明治十年七月	明治十一年十一月	明治十年七月 明治十一年十一月	明治十一年六月 明治十一年十一月
加藤錦子撰 士太牙氏著	同上	桑田親五譯 士太牙氏著	士太牙著 フレベル創製	桑田親五譯 士太牙氏著	士太牙氏著
加藤清八		文部省 佐藤正三	東京女子師範學校 佐藤正三	文部省 東京女子師範學校	東京女子師範學校

同

同

摺紙	紙刺縫取	紙剪	畫	方キ	數方	讀ミ方	書方	歌唱
幼稚園 幼稚園恩物圖形 第十八一帙	同上 幼稚園恩物圖形 第十一一帙	同上 幼稚園恩物圖形 第十二一帙	幼稚園 幼稚園恩物圖形 下ノ卷一冊	幼稚園 幼稚園恩物圖形 第十一帙	幼稚園數ヘノ教 二冊	幼稚園かなノ數 二冊	綴字骨牌 一組	幼稚園かなノ教 二冊
下ノ卷一冊	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
明治十一年六月	明治十一年十一月	明治十一年十一月	明治十一年六月	明治十一年六月	明治十一年十一月	明治十一年十一月	明治十一年十一月	明治十一年十一月
桑田親 五譯	ゴルトアマ氏著	士太牙氏著	士太牙氏著	士太牙氏著	士太牙氏著	士太牙氏著	士太牙氏著	士太牙氏著
文部省	東京女子師範學校	東京女子師範學校	東京女子師範學校	東京女子師範學校	東京女子師範學校	東京女子師範學校	東京女子師範學校	東京女子師範學校

表中完全ならざるもの多し。

一、日本庶物示教、幼稚園動物圖解ハ本邦幼兒ノ保育ニ適セザル所ヲ斟酌シテ用フ。

一、幼稚園上ノ卷ハ卷ノ一卷ノ二ヲ省キ、中ノ卷ハ三十枚ヨリ四十枚表ヲ省キ、下ノ卷ハ十七枚以下ヲ省キテ用フ。

一、幼稚園修身ノ話、幼稚園動物圖、幼稚園數ノ教、幼稚園かなノ教、幼稚園唱歌集、幼稚園遊嬉ハ未ダ出版セサレトモ稿本ノマ、假ニ用フ。

八

保育の要旨を左の如く定め全國幼稚園保育者を指導した點に留意せねばなりません。

幼稚園は學齡未滿の幼兒を保育して家庭の教育を裨け學校の教育の基をなすものなれば務めて徳性涵養し身體を發育し智能を開導せんことを要す、殊に保育の寬嚴其宜を得て暴慢に流れしめず、怯懦に陥らしめざるやう注意すべし。又諸課の開誘は敏捷活潑にして幼兒をして倦まざらしめ務めて問を設け其觀察注意を起し事物の觀念を得しめ應答によりて言語を習はしめ且幼兒自己の工夫に由りて成るべき者は唯其端緒を示して幼兒の工夫を促し自ら成すの良習を養ふべし。幼兒の室外に出て隨意に遊嬉するときは己の意を選ふし稟性の偏倚せる所を現はす者なれば此際最注意を加へて各兒の性質を觀察匡正すべし。又保育課中數へ方、讀ミ方等心意の勞を要する者は之を時間の始めに置き豆細工、紙織り、紙摺ミ等の心目を樂ましむる者は之を時間の終に置き且つ一課の開誘終はる後は庭園或は遊嬉室に於て隨意に

遊嬉又は唱歌をなさしめ以て其鬱屈を揚開せんことを要す。幼兒の生育のために室外の遊を最緊要なりとす。故に天氣好きときには放課の際等務めて庭園には其快樂を増し觀察を導くべく草木を植え魚鳥等を養ふべし。又幼兒の保育は唯に開誇遊嬉の際に於てするのみならず、其幼稚園に来るとき、放課のとき、食事のとき、便所に往くとき、家に歸らんとするときの如きも親に代て不斷親切懇篤に看護し危険不潔等の事なからしめ風雨寒暑などの時は殊に注意を加へんことを要す。

會集 會集は毎日先づ諸組の幼兒を遊嬉室に集め唱歌を復習せしめ、且時々行儀等に就いて訓誨を加ふる者とす。

修身の話 修身の話は和漢の聖賢の教に基て近易の談話をなし、孝弟忠信のことを知らしめ、務めて善良の性質習慣を養はんことを要す。

庶物の話 庶物の話は専ら日用普通の家具什器・鳥獸草木等、幼兒の知り易き物或は其標本繪圖を示して之を問答し、以て觀察注意の良習を養ひ、兼ねて言語を習はしめんことを要す。

木の積立て、木の積立ては立方體、長方體、方柱體、三角柱體の木片を與へて門、家、橋等の形を積立てしめ或は種々の形を排べしめ、以て構造の力を養ふを主とし兼ねて邊、角、形體の觀念を得しむ板排べ 板排べは彩色せる薄き正方形、三角形の小板を與へて門・家等の正面或は側面其他種々の形を排べしめ、以て美麗を好むの心を養ふを主とし、兼ねて角度の大小等の觀念を得しむ。

箸排べ 箸排べは大約一寸より五寸までの五種の細長き箸を與へて門梯、家、机等の輪廓を排べしめて工夫の力を養ふを主とし、兼ねて長短の觀念を得しむ。

環排べ 環排べは鐵或は眞鍮の金環半環を交へ與へて種々の形を排べしむ。間々亦箸を交へ與ふるこ
とあり、その目的略箸排べに同じ。

豆細工 豆細工は細く削りたる竹と水に浸したる豆とを與へ、豆を以て竹を接合はせ机・堂等の形を造らしめて模造の力を養ふ。

註 豆細工は元は針金とコルクとにて細工せるものにてコルクに孔を穿つ錐まで附屬せるものなりしに小西監事はヒゴと豆とにて細工することを主張して變化せるものなりといふ。一時は外國に輸出せる位なりしといふ。

珠繋ぎ 珠繋ぎは始には彩色せる麥藁の切れと孔を穿ちたる色紙の切れとを交へ糸にて繋がしめ終には南京珠を繋がしめ以て縫取りに入る階梯とす。

紙織り 紙織りは細く截りたる色紙を經筋緯筋とし種々の模様を編ましめ以て色の配り方を知らしむ
紙摺み 紙摺みは色紙を與へて舟鶴等形を摺ましめ以て想像の力を養ふ。

紙刺し 紙刺しは柄のある鍼にて紙面に紋形、花、草等の形を刺し穿たしめ以て縫取りの下畫とならしむ。

縫取り 縫取りは紙刺しの課にて刺し穿ちたる紋形花草等の形を色糸にて縫取らしめ針の運び方を知らしむ。

註 紫檀の針刺を使用し針を折らして困りたる小西信八氏は紫檀でなくとも差支なく針も短くてよいと改正せられたといふ。

紙剪り 紙剪りは色紙を興へて方形、三角形等に剪り之を白色の臺紙に貼付けて種々の形を造らしめ或は種々の紋形等を剪抜かしめ以て工夫の力を養ひ兼ねて剪刀の用ひ方を知らしむ。

書き方 書き方は始には罫ある石盤の上に縦線・横線・斜なる線を以て物の略形を畫かしめ終には鉛筆を以て之を罫ある紙に畫かしむ。

數へ方 數へ方は専ら果物、小石、介殼其他の實物に由る物の數を知らしむるを旨とし、數の觀念を略得たる者には又實物に由つて三十個以下の寄せ方、引き方をなさしめ兼て十以下の數字を教ふ。

讀み方 讀み方は始には片假名平假名を以て幼兒の知りたる物の名等の綴り方易き者を黑板に書き示して假名の稱へ方・用ひ方を教ふるを旨とし後には假名を記せる骨牌を以て物の名等を綴らしむ。

書き方 書き方は片假名平假名を以て既に授けたる物の名等を黑板に書き示して石盤の上に習はしめ又數字を習はしむ。

唱歌 唱歌は保姆の唱ふる所に倣ひ容易くして面白き唱歌をなさしめ時に樂器を以て之に和し自ら

其胸廓を開きて健康を補ひ其心情を和げて徳性を養はんことを要す。

註 唱歌は萬葉集を琴にて伶人に教授せしめたるを小西信八氏大に反對し保母豊田英雄氏などの意見をを用ひずして變更したるものであるといふ。

遊 嬉 遊嬉は幼兒に適する者を選びこれをなさしめ以て身體を健かにし精神を爽かならしめんことを要す。

九

保母の名稱は明治十四年中に廢止せられたと申します。それは英語の「ナールス」を譯して保母としたのでありますが、元來「ナールス」とは人家の雇人となつて幼兒の保育に任ずるものの稱呼にすぎない。幼稚園の保育を掌る者をば彼國でも「ナールス」と區別して「キンデルガルテナー」、「キンデルガルテン、チーチャヤー」と呼ぶから自今幼稚園教員と稱する方が適當であるといふ理由から改正をられたものであります。

官立幼稚園訪置當時は關信三氏が幼稚園監事でありました。暫くにして神崎專三郎氏が監事となりました。明治十三年九月小西信八氏が幼稚園監事に就職せられ明治十九年一月轉任せられました。そして附屬校園主事として岡五郎氏が就任せられ、その實中村五六氏が幼稚園主事の事務を専ら行はれたと申

します。

この當時の保姆として豊田英雄、近藤はま、武藤ハチ、加藤錦子、福島益子の諸嬢がありました（前號口繪参照左長髪の男子が小西信八先生であります）。

明治十七年末官立幼稚園幼児數、男九八、女七四合計一七二人で明治十三年末に比較すると七十二人の増加であつたと申します。

